



島根県報

平成19年 2月20日 (火)

第 1,855 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

宅地建物取引業法の規定に基づく聴聞の実施 (建築住宅課) 1

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 (環境生活総務課) 1

公企規程

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程 2

告 示

島根県告示第135号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)の規定による行政処分について、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定及び宅地建物取引業法第69条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開による聴聞を次のとおり実施する。

平成19年 2月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 聴聞の日時

平成19年 3月 2日 午前10時

2 聴聞の場所

島根県松江市殿町1番地 県庁会議棟第4会議室

3 被聴聞者

(1) 商号 株式会社ワイズ設計コンサルタント

(2) 代表者氏名 山本 文則

(3) 主たる事務所の所在地 松江市袖師町11-10

(4) 免許証番号 島根県知事(1)第1101号

(5) 免許年月日 平成18年 1月30日

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年 2月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成19年 2月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 すてっぷ

3 代表者の氏名

齋藤 洋子

4 主たる事務所の所在地

島根県益田市駅前町1番17号 駅前ビルEAGA内

5 定款に記載された目的

この法人は、益田市内に居住する高齢者に対して介護保険法に基づき居宅介護支援事業を行い、高齢者福祉に寄与するとともに「最後まで尊厳をもって住み慣れた地域で暮らしたい」と願う一人ひとりを支える家族・地域・関係機関との連携を積極的に行い地域の福祉力を高めていくことを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2週間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

益田地区県政情報コーナー（益田合同庁舎2階）

島根県公営企業管理規程

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年2月20日

島根県知事 澄田信義

島根県公営企業管理規程第1号

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程

島根県企業局財務規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3 電気事業会計の表中

「	タワー設備	タワー装置 基礎	」	の次に
「	鉄塔	鉄塔	」	を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。